### 事業継続力強化支援事業の目標

#### I. 現 状

#### <位置・面積>

富山市は富山県の中央部に位置し、東は常願寺川を境に中新川郡、東南は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は飛騨山脈を越えて岐阜県に接し、西は射水市、砺波市等に接し、北は日本海の富山湾に面している。市域は東西60km、南北43kmで、面積は1,241.74kmと富山県の約3割を占めている。また、総面積の69.2%を森林が占めており、森林面積の32.8%は国有林(中部山岳国立公園等)となっている。

#### <自然的要因>

#### ◇地 勢

富山市の東南部には急峻な山岳があり、西部には呉羽丘陵が横たわっている。また、常願寺川神通川等が中山間地域を通り、北に向かって扇状に沖積平野を展開し、富山湾へ注いでいる。 このように、本市は、主要な河川の上流から下流までが一体となった地帯である。

また、富山平野を構成する沖積層は、常願寺川、神通川より堆積された砂礫層からなり、これらの河川の地下水涵養とあいまって豊富な帯水層を形成している。しかし、地震動による液状化が発生しやすい。

## ◇気象概況

- ①春 冬から夏の転換期の初めは天気変化が激しいが次第に春めいてくる。発達した低気圧が 日本海を通ることが多く、通過時には強風が吹き荒れる。また、フェーン現象によって気 温の著しい上昇、空気の乾燥、雪解け出水、雪崩等が発生しやすい。
- ②夏 梅雨の前半は梅雨前線が太平洋側にあることが多いため、比較的穏やかな天気が続くが 後半は梅雨前線が日本海側まで北上して、大雨に見舞われることが多くなる。 梅雨明け後は、太平洋高気圧に覆われて安定した暑い日が続くが、熱雷や前線によって
- 短時間の強雨や落雷等が発生しやすい。 ③秋 移動性の高気圧に覆われて澄みきった秋晴れの日が現れるようになるが、秋雨前線や台
- 風の影響を受けて、曇りや雨のぐずついた天気が続くこともある。 ・ 晩秋には、大陸から寒気が流れ込むようになり、山岳方面で降雪が始まり、平地では肌 寒いしぐれ模様の天気となる。
- ④冬 西高東低の冬型の気圧配置に支配され、曇りや雪の日が多くなる。日本海の上空に強い 寒気が流れ込むと、雪の降る日が続き、時々大雪に見舞われる。

海上は波の高い日が多く、特に北海道の東海上で低気圧が非常に発達したときは、「寄り回り波」と呼ばれる、富山湾特有の高波が押し寄せることがある。

#### (1) 地域の災害リスク

## (洪水:ハザードマップ)

市内には、洪水で重大な被害が生じるおそれのある河川が多く流れており、富山市の「洪水ハザードマップ」によると、想定し得る最大規模の降雨により、平野部の広い範囲で、浸水深 0.5m以上の浸水の発生が想定されている。

特に、一級河川常願寺川や神通川が氾濫した場合の影響が大きく、常願寺川の氾濫では、富山平野の扇状地を浸水が拡がることで、市中心部まで洪水の影響が及ぶことが想定されている。一方、神通川の氾濫では、神通川沿いに深い浸水が想定されるほか、熊野川や井田川の合流部や、宿泊、飲食、サービス業が多く立地する交通結節点である富山駅の周辺の大半は家屋倒壊等氾濫想定区域となっている。



図1. 富山市洪水ハザードマップ (全体図)

# (土砂災害:ハザードマップ)

富山市の「土砂災害ハザードマップ」によると、富山市西部の呉羽丘陵周辺や南部の中山間地域には、がけ崩れ等土砂災害が生じるおそれのある区域が複数存在する。

これらの区域に近接して、住宅や事業所、大学等の教育施設が複数立地している。

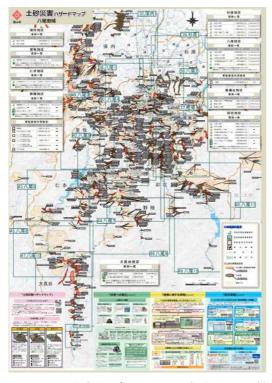


図2.土砂災害ハザードマップ(八尾地域)

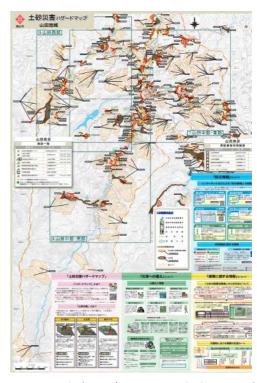


図3.土砂災害ハザードマップ(山田地域)

#### (地震 J SHIS)

地震ハザードステーションの確率論的地震動予測地図によると、当所が位置する地点は震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 1.9%の確率で発生すると示されている。

# (その他)

富山市内には、神通川や常願寺川などの大河川に加え、複数の中小河川や排水路等が流れており、 これまでも集中豪雨に伴う内水氾濫による浸水被害に見舞われている。

## (感染症)

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行(パンデミック)を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

## (2) 商工業者の状況(出典:平成28年経済センサス活動調査)

商工事業者数	小規模事業者数
20,359 社(者)	18,011 社(者)

### 【内訳】

V 1 3 H/ V 3			
業種		事業所数	備考 (事業所の立地状況等)
	製造業	1, 454	市内に広く分散している
	卸売業、小売業	5, 469	堀川、総曲輪、光陽、広田が多い
	建設業	2, 204	市内に広く分散している
商工業者	不動産業、物販賃貸業	1, 037	IJ
	宿泊業、飲食・サービス業	2, 319	総曲輪、八人町、愛宕に多い
	生活関連サービス業・娯楽業	1, 740	市内に広く分散している
	その他業種(医療、学術、教育等)	6,136	IJ
	合 計	20, 359	

### (3) これまでの取組状況

- 1) 富山市の取組
  - ①富山市危機管理基本指針の策定
  - ②富山市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
  - ③被災者用支援物資及び衛生用品等の備蓄
  - ④富山市業務継続計画の策定
  - ⑤富山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

#### 2) 本会の取組

## ①事業者BCPに関する国などの施策の周知

中小・小規模事業者においても、BCP計画の策定と運用を通じた災害発生時への備えが必要であることを、本会の会報への記事掲載、相談窓口やセミナー等でのチラシ・パンフレットの配布等を通じて普及啓発・周知を行っている。

## ②事業者BCP計画の策定支援

中小・小規模事業者の「事業継続力強化計画(中小企業庁)」策定を、専門家派遣事業等を通 じて支援し認定を受けることで、事業者のBCP対策の推進に取り組んでいる。

令和元年度認定件数:2件 令和2年度認定件数:2件 令和3年度認定件数:3件 令和4年度認定件数:1件

### ③事業者BCPセミナーの周知

中小・小規模事業者の防災意識向上を図り、事業継続力強化計画策定に向けた動きを促進するため、富山県商工会連合会主催のBCP関連セミナーの管内事業所への周知と参加要請を行っている。

## ④損害保険会社と連携した損害保険への加入促進

本会では、あいおいニッセイ同和損害保険㈱と提携し、事業経営上のリスク補償保険「ビジネス総合保険制度(賠償責任や事業休業の補償、水災、雪災などの災害による休業損失の補償)」や「業務災害補償プラン」、「情報漏洩賠償責任保険」などへの加入を促進し、会員企業のリスク対応支援に取り組んでいる。

## ④防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食など)を備蓄

本会事務所内に防災備品として。医薬品、携帯ラジオ、拡声器、ロープ、カラーコーン、スコップ等を備蓄している。

## ⑤富山市が実施する防災訓練への参加及び協力

## Ⅱ. 課 題

現状、本会では中小・小規模事業者のBCP対策における取組が広報媒体による施策周知やセミナー開催等の情報発信・啓発活動が中心であり、具体的な策定支援に関する実績が十分とは言えない。更に、有事の際における防災経験および訓練自体の経験が少なく、今後はハザードマップの把握をはじめ、危機管理に関する情報収集・防災意識を高めることが課題としてある。また、感染症対策において、管内の中小・小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないためのルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知することなどが必要である。

### ① 商工会の支援体制について

本会における「事業継続力強化計画」作成申請支援件数は令和元年からの通算で8件あるが、持続化補助金やIT補助金、ものづくり補助金などの補助金申請と比較しても作成支援実績が少ないのが現状である。

また、事業継続力強化支援を進めるにあたり、保険・共済等の自然災害の影響を軽減するための取組や事業者BCP等の策定など、防災・減災対策に関する知識やノウハウ等が不足しているほか、効果的な事業者支援を行うための人員が十分でない。

## ② 災害発生時の対応について

緊急時の取組について、本会と富山市の連絡方法や情報共有の仕組みなど、具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、災害発生時における円滑な対応に課題がある。また、本会としても、緊急時の取組についてのマニュアルがなく、事業継続力強化の支援を行う立場として早急に作成する必要がある。

## Ⅲ. 目 標

## ① 商工会の支援体制の強化について

本会管内の中小・小規模事業者に対する啓発セミナーの開催や情報発信を継続的に実施することで、自然災害や感染症等のリスクについて認識してもらい、事前対策の必要性を周知する。また、本会経営指導員自らが災害等に関する知識の向上および意識高揚を図ることで、本会管内の中小・小規模事業者への支援力の向上を目指す。

## ② 災害発生時の対応強化について

災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、富山市と本会の間における被害情報報告ルートなどの構築を検討する。また、発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時(感染症は「発生」というタイミングがないため、「海外発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化が必要)には、速やかに拡大防止措置を行うために、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### <成果目標>

商工業者数 小規模		事業年度	策定目標 (事業者数)		
尚 <u></u> 上来 日 数	事業者数	争未干及	事業継続力強化計画	ВСР	
		令和5年度	2件	1件	
961	869	令和6年度	2件	1件	
		令和7年度	3件	1件	
※R4.4.1 現在	※R4.4.1 現在	令和8年度	3件	2件	
		令和9年度	3件	2件	

※その他(上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する)

#### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和5年4月1日~令和10年3月31 日)
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容

富山市地域防災計画に基づき、本会と富山市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### <1. 事前の対策>

# 1) 中小・小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①巡回や窓口相談時に「富山市ハザードマップ」などを利用しながら、中小・小規模事業所立地 場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水 災補償等の損害保険・共済加入等、行政の支援策の活用方法等)について説明する。
- ②本会会報やホームページ、フェイスブック等で国の施策の紹介をはじめ、リスク対策の必要性、 損害保険の概要、BCPに取り組む中小・小規模事業者の紹介等に取り組む。
- ③中小・小規模事業者に対し、BCP計画(即時に取組可能な簡易的なもの含む)策定を推奨することで実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について支援を行う。
- ④中小・小規模事業者をはじめ、本会の各部会や青年部・女性会等に対して、事業継続の取組に 関する専門家を招き、普及啓発セミナーの開催や行政の施策、損害保険の紹介等による事業者 の防災・減災意識の向上を図る。
- ⑤新型ウイルス感染症は、常に発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ⑥新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業 者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を検討する。
- ⑦中小・小規模事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IC Tやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

本会は令和5年度中にBCP(事業継続計画)の作成を検討する。

### 3) 関係団体等との連携

- ①リスクファイナンス対策として専門機関(損害保険会社等)との共催によるBCPセミナーの 開催や個別相談会等の開催を通じて、BCP計画策定に取り組むメリットや災害対応策、リスクへの備えなど普及啓発活動を展開する。
- ②本会の関係機関(八尾町工場協会・商店街協同組合・各町商店会等)と連携し、普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼するほか、共催によるセミナー等を実施する。
- ③感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

### 4) フォローアップ

- ①中小・小規模事業者のBCP等取組状況の確認
- ②本会および富山市(担当部署)の間で、状況確認や改善点などについて必要に応じて協議を実施する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①自然災害(※1)が発生したと仮定し、富山市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。
  - ※1 I 現状(1)地域の災害リスクに記載の各災害

## < 2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には「人命救助」が第一であるため、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

## 1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後、速やかに本会職員の安否報告を行う。(ショートメールやSNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況《家屋被害や道路状況等》等を本会と富山市で共有する。)
- ②国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ③感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態 宣言」が出た場合は、富山市における感染症対策本部設置に基づき、本会による感染症対策 を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ①本会と富山市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
  - (豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員 自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ②職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ③大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な災害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、 比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、 大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網
	が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、 比較的軽微な被害が発生している。
	・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、
	大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

本計画により、本会と富山市は以下の間隔で被害情報などを共有する。

発災後 ~ 1週間	1日に5回共有する
1週間 ~ 2週間	1日に3回共有する
2週間 ~ 1ヵ月	1日に2回共有する
1ヵ月以降	2日に1回共有する

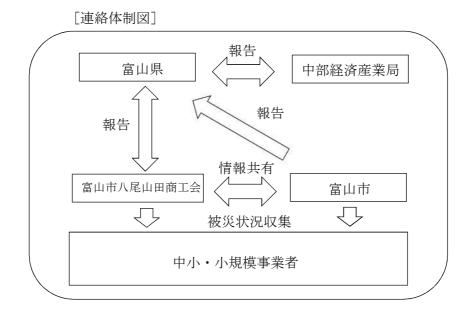
・富山市で取りまとめた「富山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の 把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ①自然災害等発生時に、地区内の中小・小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑 に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③本会と富山市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、

あらかじめ確認しておく。

- ④本会と富山市が共有した被害情報を、県が指定する方法により本会より県へ報告する。
- ⑤感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、本会と当市が共有した情報を 県の指定する方法にて本会又は当市より県へ報告する。



## < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ①相談窓口の開設方法について、富山市と相談する(本会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③本会管内の中小・小規模事業者等の被害状況について確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市町村等の施策)について、本会管内の中小・小規模 事業者等へ周知する。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある中小・小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

## < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ①富山県の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災した中小・小規模事業者に対し支援を 行う。
- ②被害規模が大きく、本会職員だけでは対応が困難な場合には、他地域からの応援派遣等を、富山県商工会連合会を通じて全国商工会連合会に相談しながら対応を検討する。

## ※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに富山県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

#### 事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年2月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の 事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営 指導員の関与体制等)

(富山市八尾山田商工会)

事務局長 (1名)

経営指導員(3名)

経営支援員(2名)

記帳指導員(1名)



(富山市) 商業労政課

- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営 指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先
  - ■氏 名:経営指導員 佐野 浩之
  - ■連絡先:富山市八尾山田商工会 (TEL) 076-455-3181
- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等 フォローアップ
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先
- ①商工会/商工会議所

〒939-2354 富山県富山市八尾町東町 2149 番地

富山市八尾山田商工会

TEL:076-455-3181 / Fax:076-455-0606

E-mail: yy-toyama@shokoren-toyama.or.jp

②関係市町村

〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号

富山市 商工労働部商業労政課商業振興係

TEL: 076-443-2070 (直) / Fax: 076-443-2183 E-mail: syogyorosei-01@city.toyama.lg.jp

(4)被害情報等報告先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県商工労働部地域産業支援課

TEL:076-444-3251(直) / Fax:076-444-4402

E-mail: achiikisangyoshien@pref.toyama.lg.jp

※報告にあたっては、収集情報の取りまとめが容易な電子メールを第一に利用する。

## ※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・専門家派遣費 ・セミナー開催費 ・通信運搬費 ・防災、感染対策費	100 200 50 50	100 200 50 50	100 200 50 50	100 200 50 50	100 200 50 50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

## 調達方法

富山県補助金、各種事業収入、会費収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

## (別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携 して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

	連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所	
	並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
該当なし		
	連携して実施する事業の内容	
1		
2		
3		
•		
•		
•		
	連携して事業を実施する者の役割	
1)		
2		
3		
•		
•		
•		
	連携体制図等	
1		
2		
3		